

亜東関係協会と財団法人交流協会による 投資の自由化、促進及び保護に関する協力協定

監訳：楊 合義

平成国際大学名誉教授

第一条

亜東関係協会と財団法人交流協会(以下「双方」と略称)は、1972年12月26日に調印した「亜東関係協会及び財団法人交流協会の在外事務所相互設立協定書」第三条第1款及び第7款の規定に基づき、相互に援助し、協力し合い、以て関係主管機関の下記第二条から第二十六条までの関係事項の同意を取得すべきである。

第二条

本協定の目的：

一、「投資」とは、投資者が直接或いは間接に所有或いは支配、且つ、投資特性を具備する各種の資産を指す。下記の事項を含む：

- (a) 企業及び企業の支所。
- (b) 株式、株券或いはその他の企業株式の参加方式、それらから派生する権利を含む。
- (c) 企業債券、金融債券、貸付金及びその他の形式の債権、それらから派生する権利を含む。
- (d) 契約権利から生じた権利、一括請負、工事の建造、管理、製造或いは収益分配契約を含む。
- (e) 金銭の請求権、及びいかなる財産価値のある契約履行請求権。
- (f) 知的財産権：著作権とその関係権利、特許権及び新型と関係ある権利、商標、工業デザイン、集積回路の回路配置、新植物品種、営業名称、原産地ないし地理の標示及び未公開情報を含む。
- (g) 法律規則或いは契約に基づいて付与された権利、例えば特許、許可証の発給、権限の授与と許可など、及び自然資源の探査権と採掘権を含む。
- (h) いかなるその他の有形、無形、動産、不動産及び関係財産権、例えば賃貸権、抵当権、留置権及び質権。

投資は投資から生じた利益を含む。利益は利潤、利息、資本利益、配当金、権利金及び費用等を指す。ただし、投資財産の形式の変更は、その投資としての性質には影響を与えない。

二、「投資者」とは相手方区域内に投資を計画、進行、或いは既に実行している次の自然人或いは企業を指す。

(a)財団法人交流協会側においては

(i)日本国籍を有する自然人

(ii)営利を目的とするか否か、或いは個人所有であるか否かを問わず、日本の法規によって設立され、或いは組織されたその他のいかなる実体(いかなる会社、信託、組合、個人企業、合弁企業、社団、組織或いはグループを含む)。

(b)亜東関係協会側においては

(i)台湾の公民権(市民権)資格を有する自然人

(ii)営利を目的とするか否か、或いは個人所有であるか否かを問わず、台湾の法規によって設立され、或いは組織されたその他のいかなる実体(いかなる会社、信託、組合、個人企業、合弁企業、社団、組織或いはグループを含む)。

三、「投資活動」とは、投資の設立、買収、拡大、運営、管理、維持、使用、収益、売却或いはその他の処分を指す。

四、「区域」とは、

(a)財団法人交流協会側は日本をいう。

(b)亜東関係協会側は台湾をいう。

五、「現行」とは、本協定発効当日において効力を有することを指す。

六、「自由に使用できる通貨」とは、国際通貨基金協定条文定義の下で自由に使用できる通貨を指す。

七、「世界貿易機関協定」とは、1994年4月15日にマラケシュで調印された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を指す。

第三条

本訳文は台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

- 一、いずれの一方の投資者及びその投資が相手方の区域内での投資関係活動は、類似状況において相手方投資者及びその投資に対する待遇を下回ってはならない。
- 二、第一款の規定があっても、双方は、いずれの一方も相手方投資者の投資活動が特殊形式用件の遵守を要求できることを了解する。但し、当該用件は双方が本協定に基づき当該投資者に提供する待遇を実質的に害してはならない。

第四条

- 一、いずれの一方の投資者及び投資が相手方の区域内での投資関係活動は、類似状況において、いかなるその他の国家或いは地域の投資者及びその投資に対する待遇を下回ってはならない。
- 二、本協定規範の明確性を図るため、第1款という待遇は、国際条約或いは協定の下で、いかなる其他国家或いは地域の投資者及びその投資に与えた争議解決機構に関する待遇を含まない。

第五条

- 一、いずれの一方の投資者が相手方区域内で受ける待遇（公平公正待遇及び十分の保障と安全の待遇を含む）は、国際法に合致しなければならない。
- 二、いずれの一方は独断的な措置を講じ、いかなる方式を用いてその区域内の相手方投資者の投資の運営、管理、維持、使用、収益、売却或いはその他の処分を妨害してはならない。
- 三、いずれの一方区域内の機関は、相手方投資者及び投資活動に対して承諾したあらゆる義務を遵守しなければならない。

第六条

いずれの一方の投資者が相手方区域内で、各級裁判所、行政法廷及び機関を通じてその権利を追求或いは守るとき、その享有する待遇は、類似の状況において、相手方或いはいかなるその他の国家或いは地域の投資者が享有する待遇を下回ってはならない。

第七条

- 一、いずれの一方は、相手方投資者の投資条件として、その区域内に下記の要求を追加或いは執行してはならない。
 - (a) 一定の水準或いは割合の商品又はサービスを輸出すること。

- (b) 一定の水準或いは割合の自製率を達成すること。
- (c) その区域内で生産する商品或いは提供されるサービスを優先的に購入し、使用し、或いは優待を与え、又はその区域内の自然人、法人或いはいかなる機構から商品或いはサービスを買付けさせること。
- (d) いかなる方式で輸入数量或いは輸入価値と輸出数量或いは輸出価値、或いは当該投資者の投資に関する外貨収入と関連させること。
- (e) 相手方投資者の投資から生産或いは提供される商品或いはサービスの販売を、いかなる方式で輸出数量、輸出価値或いは外貨収入と関連させ、以て当該販売活動を制限すること。
- (f) 輸出或いは輸出を目的とする販売を制限すること。
- (g) 管理職、支配人或いは取締役会の構成員が必ず特定国籍或いは公民権資格を有するのを要求すること。
- (h) 技術、製造工程或いはその他専門知識をその区域内の自然人、法人或いはいかなる特定実体に移転すること。但し、下記の状況を除く：
 - (1) 当該要求が司法裁判所、行政裁判所或いは競争の主管機関によって競争法違反の事由を除去するために行われた措置或いは執行した場合。
 - (2) 知的財産権の移転に関して、その移転方式が世界貿易機関協定の付属文書 1C の「貿易と関係する知的財産権協定」(以下「TRIPS 協定」と略称)に違反しない場合。
- (i) 投資者が特定市場或いは世界市場に対応するために設立した本部をその区域内に設立するよう要求すること。
- (j) 特定国籍或は公民権資格を持つ社員を一定の数量或いは割合で雇用しなければならないこと。
- (k) その区域内において一定の標準或いは価値の研究と発展に達成しなければならないこと。
- (l) その区域内のみから当該投資者が生産した商品或いは提供されるサービスの一つ或いは複数を特定区域もしくは世界市場に提供すること。

二、第一款の規定にかかわらず、双方がいずれの一方の投資者の投資活動について、上述の(g)から(1)の要求に符合すると認めれば、当該項目の優待を獲得或いは継続する前提条件とすることができる。

第八条

一、第三条、第四条及び第七条は下記事項に適用しない：

- (a) 下記の機関によって維持され、並びに双方の付属文書 I の付表に列挙されている現行の不適な措置：
- (i) 中央機関
 - (ii) 日本各県
 - (iii) 台湾各直轄市、市或いは県
- (b) いかなる地方機関が維持し、並びに上述(a)の(ii)及び(iii)に属さない現行の不適な措置
- (c) 上述(a)及び(b)項目に述べられている不適な措置の継続或いは更新。
- (d) (a)及び(b)項目に述べられている不適な措置の修正或いは変更は、修正或いは変更前により第三条、第四条及び第七条の規定に相反してはならない。
- 二、いずれの一方が付属文書 II の各業種別、従属業種別或いは活動に関するいかなる措置を施行或いは維持することについて、第三条、第四条及び第七条などはすべてこれを適用しない。
- 三、いずれの一方の区域内において、本協議によって発効後に、付属文書 II 付表に列記されている措置は、投資者が相手方投資者であることを理由にして、当該措置が発効した時点で、既に一方の区域内に所有する投資を売却し或いはその他の方式で処分することを要求してはならない。
- 四、本協議発効後、もしいずれの一方が付属文書 I 付表の既存の不適な措置を修正或いは変更し、若しくは付属文書 II の各業種別、従属業種別或いは活動に対し、新しい措置或いは一層高い制限を実施する場合、その修正、変更、新措置、一層高い制限措置を実施する前に、若しくは特殊の状況で実施した後、速やかに下記の手続を行う：
- (a) 相手方に修正或いは変更した細部、或いは該当する措置を相手方に通達する。
 - (b) 相手方の請求の下で、誠実に相手方と協商し、相互が満足できる結果を獲得する。
- 五、いずれの一方の区域内において、条件の許容される場合、付表 I 及び付表 II 中にある特定保留をなるべく削減し、或いは除去すべきである。
- 六、TRIPS (貿易関連知的所有権) 協定第 3 条から 5 条までの特別規定により、第 3 条、第 4 条及び第 7 条は TRIPS 協定第 3 条及び第 4 条の例外に符合するもの、或いは適用規定を排除する措置に適用しない。
- 七、いずれの一方の区域内において、下記事項に関する措置を実施し或いは維持する場合、第三条、第四条及び第七条は適用しない。
- (a) 政府調達

(b) いずれの一方区域内の機関、或いはその所有又は支配する事業が提供した手当或いは報奨、機関が援助した貸付け、保証及び保険を含む。

第九条

- 一、いずれの一方の区域の一般効力を有する法律、規定、行政手続、行政決定及び司法判決は、速やかに公布し、或いは公に入手できるようにしなければならない。
- 二、いずれの一方は相手方からの要請があるとき、速やかに特定の質問に答え、並びに第一款に列挙されている情報を提供する。いずれの一方の区域内の機関が締結した投資及び投資活動関連の契約を含む。
- 三、もし、公布後にいずれの一方の機構がその区域内における法律執行を妨害し、或いは公衆利益に違反し、またはプライバシーもしくは合法的商業利益の機密情報を害する場合、第一款、第二款の規定は、いずれの一方が前述の情報を公布する義務があると解釈されない。

第十条

一般的効力を有し、且つ本協定に包括されている事項に対して影響を及ぼす規定を採用、修正或いは廃棄する前に、いずれの一方はその法律規定に基づき、公衆に意見提出の合理的な機会を与えなければならない。但し、状況が緊急であり、或いは重要性が甚だ低いものは、この限りではない。

第十一条

いずれの一方の自然人が相手方区域内で投資活動に従事することを目的として、相手方の区域内に入国、滞在、或いは居留することを申請するとき、相手方はその区域に適用する法規に基づいて、当該自然人の申請を合理的に考慮しなければならない。

第十二条

- 一、下記の事項を除き、いずれの一方は相手方投資者の投資に対し、徴収或いはいかなる徴収と同等(以下「間接徴収」と称す)の措置を実施してはならない。
 - (a) 公共の目的とするもの。
 - (b) 非差別的な方法において
 - (c) 第四款から第六款までの規定に基づき、即時、適当と有効的な補償を提供すること

- (d) 正当な法律手続及び第五条の規定に合致するもの。
- 二、第一款の間接徴収とは、機関の一つの行為或いは一連の行為が徴収と同等の効果を有するが、但し所有権の正式移転或いは差押えという状況がないことを指す。
- 三、いずれの一方の機関が特定状況に対して行った一つの行為或いは一連の行為は間接徴収に構成するか否かを決定するとき、個別案件方式で、且つ事実に基づき調査を行い、並びに下記の事項を考慮すべきである。
- (a) 当該行為によってもたらされた経済的衝撃。但し、機関の当該行為が投資の経済価値にマイナス効果を与えた単一事実だけでは、間接徴収が既に発生したことを証明できない。
- (b) 当該行為が投資によって生じた明確且つ合理的な期待に対して、もたらされた妨害程度。
- (c) 当該行為の特性。
- (d) 当該行為の目的。当該行為の施行が公共福祉、公共安全と衛生の保護、及び環境の保護と維持等公共目的のためであるか否かを含む。
- 四、補償は、投資が徴収公告されたとき、或いは徴収されたときの公平な市場価格と相当するものでなければならず、発生時間がより早い方を基準とする。公平な市場価格は、徴収が事前に公衆に知られたことによって生じた価格変動を考慮してはならない。
- 五、補償の給付は遅延してはならず、且つ補償は合理的な商業利率で計算された利息を含む。そして利息の計算は給付までの期間を算入しなければならない。補償は、確実に実現すること、自由に移転すること、並びに徴収日の為替レートに基づいて自由使用可能の通貨に自由に交換できるようにしなければならない。
- 六、第十七条の規定に影響しないことを前提に、徴収の影響を受けた投資者は、徴収が発生した区域内の裁判所、行政法廷或いは機関に対し、本条に記載されている原則に沿って、投資者の案件及び補償額の審査を申し立てる権利があるべきである。

第十三条

- 一、いずれの一方の投資者が相手方区域内において、武装衝突、革命、暴動、動乱、或いはその他の類似状況により、投資の損失或いは損害を受けたとき、賠償、補償或いはその他のいかなる解決方案に関しては、相手方或いはその他のいかなる国家又は区域の投資者が相手方区域で享有できる待遇を下回ってはならず、最有利のものを基準とすべきである。

二、第一款に述べられた解決方法の給付は、確実に実現すること、自由に移転すること、並びに給付時の為替レートに基づき自由使用可能の通貨に自由に交換できるようにしなければならない。

第十四条

一、いかなる一方の機関或いはその指定の機構は、その投資者が相手方区域での投資に関する補償、保証或いは保険契約に基づいて投資者に給付金を与えるとき、下記の事項を承認しなければならない。

(a) 当該機関或いは指定された機構は、給付金を受け取る投資者の権利或いは請求権を受け継いで取得すること。

(b) 当該機構或いは指定された機構は、代位権に基づき、投資者と同等する範囲の権利或いは請求権を行使する権利がある。

二、いずれの一方の機関或いは機構が、第一款に基づき権利或いは請求権を受け継いで取得し、及び給付金の支払いを受け継いで取得したものは、第十二条、第十三条及び第十五条の関連規定に合致しなければならない。

第十五条

一、いずれの一方は相手方の投資者がその区域内での投資に対し、自由且つ遅延なく前者の区域内での資金の移転や出入りを許可すべきである。その移転は下記の事項を含む：

(a) 最初に投資した資金、及び投資維持或いは追加投資の定額外の資金。

(b) 利潤、利息、資本利得、配当金、権利金、経費及びその他の投資による当期の収益。

(c) 契約給付。投資に関する貸付金の給付を含む。

(d) 全部或いは一部の投資を売却或いは清算した金額。

(e) 相手方区域から赴任した人員が前者の区域内において投資関連活動に従事して得た収入及び報酬。

(f) 第十二条及び第十三条規定の給付。

(g) 第十七条の争議解決関連の給付。

二、資金移転は移転日の為替レートに基づき、自由使用可能の通貨に交換し、遅延なく行われるべきである。

三、第一款及び第二款の規定があっても、双方は公平、非差別、並びに誠実に基づいて下記事項に関する法規を適用するとき、資金移転の遅延或いは禁止を行うことができる。

(a) 破産、償還能力がなく、或いは債権人の権利を保護することができな

- い。
- (b) 有価証券、先物、選択権及びその他派生的金融商品の発行、取引、売買。
- (c) 刑事或は犯罪行為
- (d) 通貨或いはその他支払手段の移転に対する報告或いは記録。
- (e) 司法手続における命令或いは裁定の執行を確保する。

第十六条

第一条の規定に基づき、本協定の解釈、適用或いは執行に影響を与えるいかなる事務について、いずれの一方は相手方が提出した関連意見に対し合理的に考慮し、並びに協商を行うために適当な機会を提供する。

第十七条

- 一、本条のいうところの投資争議とは、いずれの一方の機関と同区域内での投資及び投資活動が損失或いは損害を受けた相手方投資者との間に存在する争議を指す。
- 二、いかなる投資争議は可能な限り、投資争議一方の投資者(以下「争議投資者」と略称)と投資争議の相手方関係機関(以下併せて「争議双方」と称す)が協議或いは談判を通じて友好的に解決する。
- 三、本条の規定は、争議投資者が相手方区域内において行政或いは司法救済を求めることを禁止すると解釈してはならない。
- 四、もし、投資争議は争議投資者が関係機関に協商或いは交渉の書面要請を提出して三ヶ月以内に解決できない場合、争議双方の同意の下で、当該争議を国際調停或いは仲裁に提出することができる。これは、国際連合国際商業取引法委員会の仲裁規則に基づく仲裁、国際商業会議所の仲裁規則に基づく仲裁、及びいかなる争議双方が同意するその他の仲裁規則に基づく仲裁を含む。
- 五、争議投資者が第四款規定に基づいて投資争議を調停或いは仲裁の要求を提出したとき、いずれの一方も当該区域内の関係機関に同意するよう促すべきである。
- 六、もし、争議投資者が相手方区域内での投資或いは投資活動が損失或いは損害を受けたことを知り或いは知り得た日より、既に三年を経過した場合、投資争議を第四款に基づいて調停或いは仲裁に提出することはできない。
- 七、(a) 投資争議は既に相手方区域内の裁判所、行政法廷、行政機関、或いはその他の拘束力のある争議解決機構に提出して救済する場合、争議投資

者は最終判決の前に、相手方区域内の法規に基づいて救済の請求を撤回してから、はじめて第四款規定によって投資争議を調停或いは仲裁に提出することができる。

(b) 投資争議が既に第四款規定に基づいて調停或いは仲裁に提出した場合、相手方区域内の裁判所、行政法廷、行政機関、或いはその他の拘束力のある争議解決機構に救済を求めることはできない。

八、投資争議が既に第四款規定に基づいて仲裁に提出し、且つ、仲裁裁判所が既に設置された場合：

(a) 仲裁裁判所は本協定の規定に基づいて、各争議案件を裁決する。

(b) 争議双方が別段の合意がある場合を除き、当該仲裁裁判所はいずれの一方の区域内において、或いは1958年6月10日ニューヨークで調印した国際連合が承認し、並びに外国仲裁裁決公約（以下「ニューヨーク公約」と略称）を執行する締約国区域内において仲裁を行う。

(c) 仲裁裁判所が下した裁決或いは判定は争議双方に対して拘束力を有し、並びに執行地における執行に適用する法規及び関係国際法に基づき執行しなければならない。

(d) 仲裁裁判所の裁決或いは判定によって提供された救済は、金銭の賠償或いは財産の原状回復に限る。

九、第四款に基づき仲裁に提出した請求は、いずれの一方の区域内において仲裁判定の承認及び執行を求める場合、同請求はニューヨーク条約第一条の商業関係或いは取引によって生じたものと看做すべきである。

十、もし、投資争議は既に国際調停或いは仲裁裁判所に提出した場合、できる限り双方に関連情報を知らせるべきである。これは争議案件、裁判の進捗状況、及びその他の実体と手続事項を含む。

十一、いずれの一方は書面で争議双方に通知した後、調停機関或いは仲裁裁判所に関連情報を提供し、或いは本協議の解釈問題について意見を提出することができる。

第十八条

一、双方は、いずれの一方がその区域内で下記の措置を採ることができるのを了承するが、但し、相手方投資者に対して独断専行或いは不合理な差別、または相手方投資者の投資に対して形を変えた制限になることをしてはならない。

(a) 人間、動物或いは植物の生命、又は健康を保護する必要措置。

(b) 公共道徳を守り、或いは公共秩序を維持する必要措置。

注釈：社会の基本利益が確実に重大脅威を受けたときに限り、公共秩序の例外を援用することができる。

(c) 本協定の規定に違反しない限り、法規の遵守を確保するための必要措置。下記事項に関するものを含む：

(i) 詐欺行為を防止し、或いは契約不履行の影響を処理する。

(ii) 個人資料の処理と公表関連のプライバシーを保護し、及び個人記録と口座の秘密を保護する。

(iii) 治安

(d) 基本安全利益を保護するための必要措置：

(i) 戦争、武装衝突或いはその他の緊急事態のときに施行する措置。

(ii) 武器拡散防止の関連政策或いは国際協定を執行するための措置。

(e) 国連憲章の国際平和と安全維持を促進することに関する措置。

二、いずれの一方はその区域内において第一款に記載した措置を行うとき、措置の発効前或いは発効後に速やかに相手方に対し、当該措置に関する下記情報を提供する：

(a) 業種別と従属業種別、或いは関連事務。

(b) 本協議が当該措置の影響を受ける関連規定。

(c) 措置の法的根拠。

(d) 措置に対する簡潔な説明。

(e) 措置の目的。

第十九条

一、双方は、いずれの一方が第三条の国境を越える資本に関する引取、及び第十五条の規定に合致しない措置を施行或いは維持できることを了承する。

(a) 一方の区域内において国際収支及び対外支払に重大な困難が発生した場合、或いは発生する恐れがある場合。

(b) 例外的な状況において、資本の移転が全体の経済管理、特に当該区域内の通貨及び為替政策に対し、重大な困難をもたらし、或いは重大困難が発生する恐れがある場合。

二、第一款の措置について

(a) 国際通貨基金協定の規定に合致しなければならない。

(b) 第一款の状況を処理する必要な程度を超えてはならない。

(c) 一時的なものにすべきであり、且つ、状況が許すとき、直ちに終了する。

(d) 速やかに相手方に通知する。

(e)相手方投資者の商業、経済及び財務利益に不必要な損害をもたらすことを避けるべきである。

第二十条

いずれの一方は、その区域内において慎重な理由により、金融サービスと関連する措置を採ることができる。当該措置は、投資者、預金者、保険契約者或いは金融サービス業がその忠実な義務を負う人に対する保護、或いは金融体系の健全性及び安定性を確保する措置を含む。但し、当該措置は相手方投資者の投資活動を損なうために用いてはならない。

第二十一条

- 一、いずれの一方の区域内において、知的財産権は十分並びに有効的な保護を受け、且つ、知的財産権保護システムが効率的かつ公開的な方式で管理しなければならない。この目的を達するために、いずれの一方が相手方の請求を受けたときは、速やかに協商を行い、投資者の投資にマイナス影響をもたらしたと認定された要素を除去する。
- 二、双方は本協定がいずれの一方が当該区域内で既に発効した知的財産権保護に関する多国間協定に関する権利と義務の行使或いは履行に影響を及ぼさないことを了承する。
- 三、第四条の規定があっても、双方は、いずれの一方が知的財産権保護に関する多国間協定に基づいて当該区域内のその他の国或いは区域の投資者に与えた待遇について、その多国間協定が相手方区域内に未だ発効しない場合、相手方投資者及びその投資に適用できない可能性があることを了承する。

第二十二条

本協定は租税措置を対象としない。

第二十三条

- 一、本協定の目標を実現するため、双方は共同委員会(以下「委員会」と略称)を設立する必要がある。委員会の機能は以下のとおりである。
 - (a)本協定の執行と運営について協商する。
 - (b)第八条第一款にあるいずれの一方区域内での例外措置の維持、修正、変更或いは施行について討議し、以て当該例外措置の減少を促す。
 - (c)第八条第二款にあるいずれの一方区域内での例外措置の維持、或いは

- 施行について討議し、以て投資者に有利な条件を提供するよう奨励する。
- (d) いかなるその他の本協定に関する投資事務について討議する。
- 二、委員会は必要な時、コンセンサス方式で双方に適当な決定或いは建議を提出することができる。これによって本協定をより有効的に運営し、並びに目標の達成を促進する。
- 三、委員会は双方の代表によって構成される。委員会は双方の合意の下で、議題に関する専門知識を有する関係機構の代表を招き、並びに業界と共同会議を開催することができる。
- 四、委員会は職務を執行するための手続規則を制定しなければならない。
- 五、委員会は分科会（小委員会）を設置し、並びに分科会に職務を委任することができる。
- 六、委員会及び第五款に基づいて設置された分科会は、いずれの一方の要請によって会議を招集しなければならない。

第二十四条

双方は、相手方、或いはいかなる第三国又は区域から来た投資者の投資を促進するために、健康、安全又は環境基準を緩和し、或いは労働基準を引き下げてはならないことに同意する。

第二十五条

一、いずれの一方は、当該投資者が相手方の企業であって、且つその他の国或いは区域の投資者に所有され又は支配され、そして当該一方がその他の国或いは区域と下記の措置を施行し、或いは維持する場合、本協定に基づく利益を相手方投資者及びその投資に提供することを拒否できる。これについて、双方は了承する。

(a) 当該企業との取引を禁止する措置、或いは当該企業に本協定の利益を与えるのは当該措置への違反或いは回避となる。

(b) その領域内の現行法律に基づいて、投資を禁止し或いは制限する措置。

二、当該投資人が他方の企業であって、且つその他の国或いは区域の投資者に所有され或いは支配され、そして当該企業が相手方区域内において実質的な商業活動がない場合、いずれの一方は当該相手方企業及びその投資に本協定の利益の提供を拒否することができる。これについて、双方は了承する。

注釈 1：本条において、第一款(b)のいう現行法律に別段の規定があるものを除き、

- (a)一つの企業が一人の投資者に「所有」されるもの。これは当該投資者が50%以上の株式の所有権を有することを意味する。
- (b)一つの企業が一人の投資者に「支配」されるもの。これは当該投資者が董事(取締役)の過半数を指名する権利を有し、或いは合法的に当該企業を支配できることを指す。

注釈2：いずれの一方は第一款及び第二款のいう利益拒否の条件を修正するとき、事前に相手方に通知しなければならない。この場合において、双方は協商を行い、必要に応じて本条内容の見直し及び修正を行う

第二十六条

- 一、本協定は双方が各自の手続きが完了した旨を相互に通知する日から効力を生じる。本協定は効力が生じた後、その有効期間を10年とするが、本協定第六款の規定により終止する場合を除き、本協定は持続的に効力を有する。
- 二、本協定の発効前に、いずれ一方の投資者が相手方区域内で当該相手方の法規に基づいて行った投資も本協定が適用される。
- 三、本協定の発効前に、既に発生した争議、或いは既に確定された争議は、本協定の対象とならない。
- 四、本協定の付属書は本協定の一部と看做す。
- 五、いずれの一方は、本協定を修正するため、何時でも相手方に協商の要請を提起することができる。
- 六、いずれの一方は、一年以前に書面で相手方に通知して本協定を終止することができる。

本協定は英語で作成され、亜東関係協会代表及び財団法人交流協会代表が2011年9月22日に台北にて、本協定に調印し、これを忠実に守る。

亜東関係協会

財団法人交流協会

監訳者略歴：楊 合義

京都大学大学院東洋史研究科博士課程終了、台湾国立政治大学国際関係研究センター研究員兼駐東京特派員、平成国際大学教授等を歴任、現平成国際大学名誉教授。

【共著書】

- 『辛亥革命 100 年と日本』早稲田出版
- 『馬英九政権の台湾と東アジア』早稲田出版
- 『激変するアジア政治地図と日台の絆』早稲田出版
- 『東アジア新冷戦と台湾』早稲田出版
- 『日米同盟と台湾』早稲田出版
- 『日本』政治大学国際関係研究センター
- 『運命共同体としての日米そして台湾』展転社
- 『中国情報用語辞典』蒼蒼社
- 『主要国政治システム概論』慶應義塾大学出版

【訳書】

- 『世界風物誌・16 卷・米国』地球出版社

